

令和2年度第1回みよし市行政不服審査会次第

日 時：令和2年8月26日（水）
午後2時から午後4時まで
場 所：市役所5階特別会議室

- 1 委嘱状の交付
- 2 市長挨拶
- 3 会長及び職務代理者の選出
- 4 議 題
 - (1) 行政不服審査会の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～2
 - (2) 令和元年度行政不服審査請求状況について
- 5 その他
 - みよし市行政不服審査会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

行政不服審査会の概要

1 行政不服審査制度とは

- (1) 行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続
- (2) 簡易迅速な手続により、手数料無料で国民の権利利益を救済

2 行政不服審査法の改正について

行政処分に関し、国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、「公平性の向上」、「使いやすさの向上」等の観点から、行政不服審査法（以下「法」という。）が全面的に改正（平成 26 年 6 月 13 日公布・平成 28 年 4 月 1 日施行）されました。

3 旧行政不服審査法との主な違い

(1) 公平性の向上

- ア 審理において、職員のうち処分に関与しない者（審理員）が、両者の主張を公正に審理（法第 9 条）
- イ 裁決について、有識者から成る第三者機関が点検（法第 43 条）
- ウ 審理手続における審査請求人の権利を拡充
証拠書類等の閲覧や謄写、口頭意見陳述における処分庁への質問等

(2) 使いやすさの向上

- ア 不服申立てをすることができる期間を 60 日から 3 か月に延長（法第 18 条）
- イ 不服申立ての手続を審査請求に一元化

4 行政不服審査会の所掌事務

行政不服審査会は、行政庁の処分又は不作為についての審査請求の裁決の客観性・公平性を高めるため、実施機関の諮問に応じて、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含め、審査庁の判断の妥当性をチェックします。

< 審査請求の流れ >

行政不服審査会等
国：行政不服審査会（総務省）
地方：執行機関の附属機関

⑧ 答申

⑦ 諮問

審査庁 ② 形式（適法性）審査
(例) 大臣、知事、市町村長

③ 指名

審理員
(原処分に関与していない
などの除斥事由あり)

⑥ 審理員
意見書

⑨ 裁決

① 審査請求

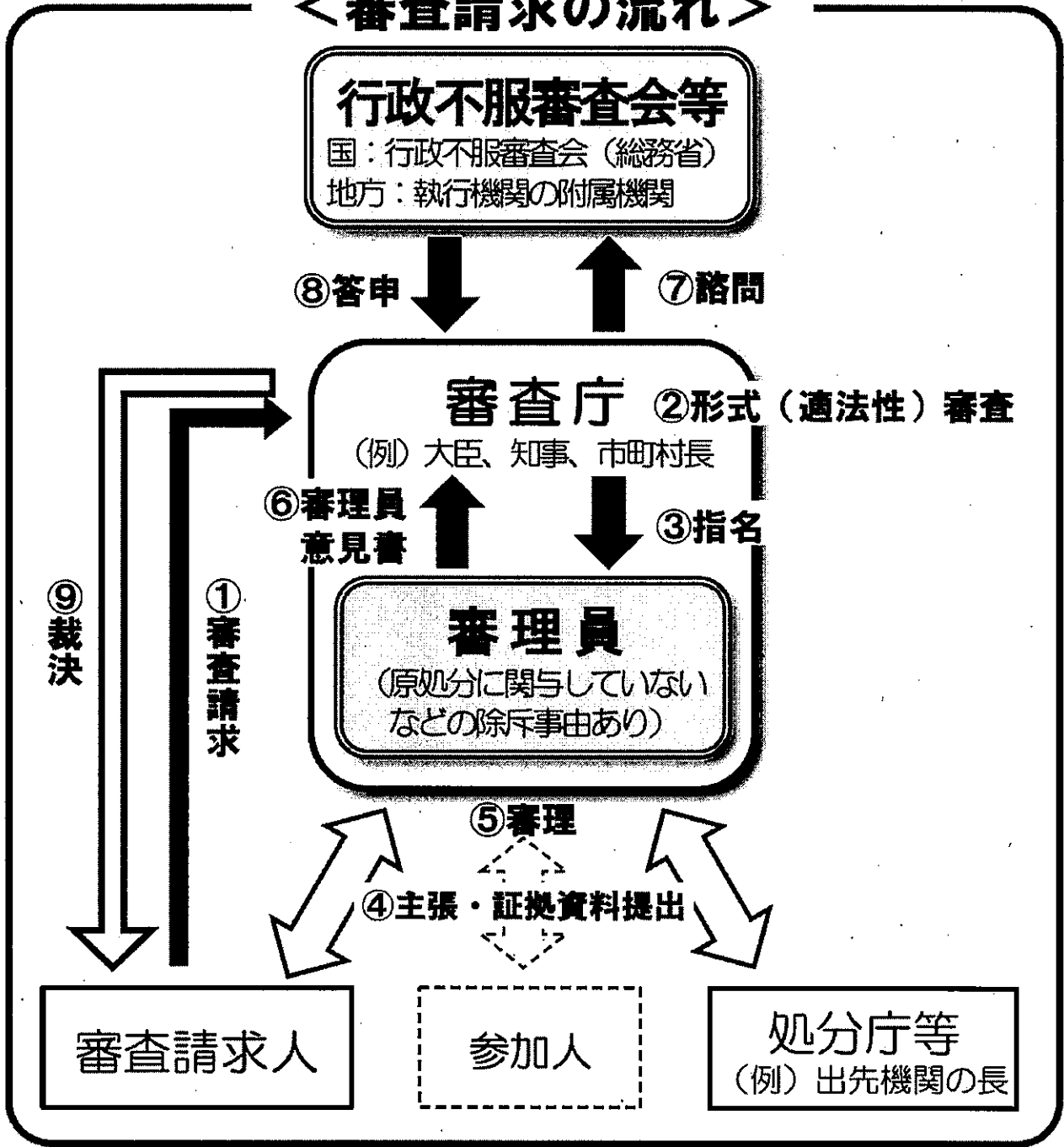
⑤ 審理

④ 主張・証拠資料提出

審査請求人

参加人

処分庁等
(例) 出先機関の長



みよし市行政不服審査会委員名簿

区 分	委 員 名
弁護士	さか ぐち よし ゆき 坂 口 良 行
弁護士	なん や なお たか 南 谷 直 毅
東海学園大学 名誉教授	くら はし よう こ 倉 橋 洋 子
愛知教育大学 名誉教授	きよ た ゆう じ 清 田 雄 治
司法書士 (住民代表)	ふか や よう こ 深 谷 陽 子

(事務局)

役 職	氏 名
総務部長	し みず そう いち 清 水 創 一
総務部次長兼総務課長	お の だ ひろ し 小野田 浩 司
総務部副参事	はつ とり まこと 服 部 誠
総務課副主幹	すず き まさ や 鈴 木 正 康
総務課主査	ふく うえ しん こ 福 上 慎 吾
総務課主査	すず き ひろ ゆき 鈴 木 寛 之